

伊佐市農業委員会 6 回総会議事録

1. 開催日時 令和元年 8 月 28 日 (水) 午前 9 時 00 分から 10 時 27 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (26 人)

会 長 13 番委員
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	7 番委員	1 番推進委員	9 番推進委員
2 番委員	8 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
3 番委員	9 番委員	3 番推進委員	12 番推進委員
4 番委員	10 番委員	4 番推進委員	13 番推進委員
5 番委員	11 番委員	6 番推進委員	14 番推進委員
6 番委員	12 番委員	7 番推進委員	15 番推進委員
		8 番推進委員	

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 1 番委員 12 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 3 号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について
議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第 6 号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前9時00分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和元年度 第6回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査が9月までで、後1ヶ月になりますが、体に気を付けて活動をしていただければありがたいと思います。
本日の出席者は13名で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
12番農業委員と1番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 報告1「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましてご報告いたします。
資料は1ページから4ページになります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が15件、田22筆、畑2筆です。以上報告いたします。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしと言うことですので、報告2「農地の利用目的変更」について、事務局お願いいたします。

事務局 5ページをお開き下さい。
報告第2「農地の利用目的変更」につきまして、去る8月20日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。
申請者は、伊佐市大口大田に居住されています YAさん52歳でです。
申請地は、伊佐市大口大田字若宮後1612番1、地目は畑、地積は6

9 1 m²の内農機具用倉庫 1 9 9 m²の届となっております。

転用に係る面積が 1 9 9 m²ではありますが、農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号農地の転用の制限の例外に基づく、農業用施設 2 a 未満と言うことで、届出に該当します。

以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第 1 号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事務局 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借につきましてご説明申し上げます。

9 ページをご覧ください。

期間は 1 年から 1 0 年で、面積は田 4 1, 9 7 6 m²、畑 7, 1 2 4 m²の計 4 9, 1 0 0 m²です。利用権を設定する者の数 1 9 名、利用権の設定を受ける者の数 1 4 名です。

土地の詳細につきましては、6 ページ番号 1 から 8 ページ番号 2 0 のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、お諮りいたします。

議案第 1 号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号1番から16番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号1番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私10番が報告いたします。

申請人 HHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は81歳です。

渡し人 TYさんは、鹿児島市吉野町に居住され、年齢は71歳です。

申請地は、伊佐市大口大田字狩迫1373番外2筆で、地目は田、地積は合計6,401㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、222,560㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番、3番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号2番につきまして、去る8月23日現地調査を行いましたので、私2番が報告いたします。

申請人 HKさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は60歳です。

渡し人 HKさんは、鹿児島市永吉三丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口篠原字宇都2200番1外2筆で、地目は畑、地積は合計306㎡と篠原字寺ノ前2260番1外1筆で、地目は田、地積は合

計1, 148㎡で5筆合計1, 454㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は37,066㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいししまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る8月23日現地調査を行いましたので、私2番が報告をいたします。

申請人 SKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は65歳です。

渡し人 SMさんは、伊佐市大口上町に居住され、年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口篠原字戈平1431番で、地目は田、地積は900㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は3,713㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約2kmで、現況はよく管理された農地であります。経営意欲はあり、農機具等は人から借りられるそうです。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいししまして、私の報告を終わります。

議 長

整理番号4番、5番について、11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番
農 業 委 員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号4番につきまして、去る8月17日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 KAさんは、始良市西始良2丁目に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字中島3301番2で、地目は田、地積は1,612㎡の所有権移転売買であります。

受人の経営面積は137,477㎡で取得可能面積です。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しな

いと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

続きまして、整理番号5番につきまして、去る8月17日に現地調査を行いましたので、私11番が報告いたします。

申請人 KGさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は39歳です。

渡し人 HNさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は75歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字下水流3238番5で、地目は畑、地積は639㎡の所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は137,477㎡で取得可能面積です。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号6番について、12番農業委員の報告を求めます。

12番
農業委員

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号6番につきまして、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。

申請人 TTさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は66歳です。

渡し人 AYさんは、鹿児島市上竜尾町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字従前1378番1、地目は畑、地積は278㎡と、同じく字従前1379番2外4筆で、地目は田、地積は合計5,321㎡で、6筆地積合計5,599㎡で所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は294,322㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約4kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われま。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長

整理番号7番について、6番農業委員の報告を求めます。

6 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号7番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私6番が報告をいたします。</p> <p>申請人 TKさんは、伊佐市菱刈市山に居住され、年齢は36歳です。</p> <p>渡し人 HYさんは、伊佐市大口大田に居住され、年齢は71歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市大口針持字丸牟田2244番5外3筆で、地目は田、地積は合計3,288㎡の所有権移転贈与です。</p> <p>受人の経営面積は15,943㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約13kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号8番について、3番農業委員の報告を求めまます。
3 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号8番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。</p> <p>申請人 UYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は76歳です。</p> <p>渡し人 SAさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は84歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5241番1で、地目は畑、地積は1,155㎡の所有権移転売買です。</p> <p>受人の経営面積は16,450㎡で取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。</p> <p>添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	整理番号9番、10番、11番について、7番農業委員の報告を求めまます。
7 番 農業委員	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号9番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私3番</p>

が報告をいたします。

申請人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は38歳です。

渡し人 MMさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は80歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川南字堂山635番1で、地目は田、地積は1,979㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は101,159㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、自宅に隣接しており、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号10番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 HYさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は31歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字池之上3968番3外1筆で、地目は田、地積は合計3,515㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は今回の取得面積3,515㎡で取得可能面積であります。農業従事者は4名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号11番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私3番が報告をいたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は46歳です。

渡し人 MSさんは、伊佐市菱刈川南に居住され、年齢は38歳です。

申請地は、伊佐市菱刈川北字西園3134番3で、地目は田、地積は324㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は3,389㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約1.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号12番について、5番農業委員の報告を求めまます。

5番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号12番について、去る8月18日に現地調査を行いましたので、私5番が報告をいたしまます。

申請人 HIさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 MYさんは、大阪府枚方市藤坂東町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口白木字迫尻1323番24で、地目は田、地積は2,289㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は10,619㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約8kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号13番について、8番農業委員の報告を求めまます。

8番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号13番について、去る8月23日に現地調査を行いましたので、私8番が報告をいたしまます。

申請人 NTさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は62歳です。

渡し人 NSさんは、伊佐市大口小川内に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口小川内字上野平239番2で、地目は田、地積は1,491㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は8,369㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしく願いたいしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号14番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号14番について、去る8月21日に現地調査を行いましたので、私9番が報告をいたします。

申請人 HKさんは、伊佐市菱刈川北に居住され、年齢は72歳です。

渡し人 AYさんは、鹿児島市上竜尾町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字矢房611番1外1筆で、地目は田、地積は合計2,303㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は54,720㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で、通作距離は約2.5kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いたいしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号15番、16番について、4番農業委員の報告を求めます。

4番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号15番、16番について、去る8月22日、23日に現地調査を行いましたので、私4番が報告をいたします。

申請人 SYさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は18歳です。

渡し人 SSさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は69歳です。

申請地は、伊佐市菱刈南浦字小稚ケ尾2834番1外1筆で、地目は田、地積は合計3,203㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は整理番号15番、16番の取得分6,037㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約300mで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

続きまして、整理番号16番について私4番が報告をいたします。
申請人 SYさんは、伊佐市菱刈南浦に居住され、年齢は18歳です。
渡し人 KMさんは、出水市中央町に居住され、市外住民です。
申請地は、伊佐市大口針持字石井手4428番6で、地目は田、地積は2,834㎡の所有権移転売買です。

受人の経営面積は整理番号15番、16番の取得分6,037㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約7kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番から整理番号16番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。

よって整理番号1番から整理番号16番については許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数16件について、16件の許可が処分決定しました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番、2番について譲受人が同一で関連がありますので一括で報告をお願いします。7番農業委員の報告を求めます。

7 番
農 業 委 員

議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号1番について、去る8月23日、申請人の代理人 N行政書士立ち合いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

変更内容は施工業者の変更であります。

譲受人は、大阪府大阪市北堀江一丁目に所在する 株式会社F 代表取締役 KSさんで一般法人です。

譲渡人は、福岡市博多区浦田一丁目に所在する 株式会社 H 代表取締役 HSさんで一般法人です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字富原939番で、地目は畑、地積は1,365㎡であります。

本申請地は、平成31年1月の第10回総会におきまして、所有権移転売買、転用目的は太陽光発電施設として許可されましたが、経済産業省へのみなし認定時の書類不備により、計画していた売電価格を取得できなかったため、株式会社Hとの契約を解除し、本申請人が施行することになったもので、今回事業計画変更の申請を行ったものです。

所在地は、田中小学校から南へ約300mに位置し、南、東側は宅地、北側は宅地と畑、西側は道路であり、周囲に与える影響はないものと思われま

す。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数348枚を計画してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

続きまして、整理番号2番について、去る8月23日、申請人の代理人 N行政書士立ち合いのもと、3番推進委員、9番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

変更内容は施工業者の変更であります。

譲受人は、大阪府大阪市北堀江一丁目に所在する 株式会社F 代表取締役 KSさんで一般法人です。

譲渡人は、福岡市博多区浦田一丁目に所在する 株式会社 H 代表取締役 HSさんで一般法人です。

申請地は、伊佐市菱刈田中字砂取1016番2で、地目は畑、地積は1,608㎡であります。

本申請地は、平成31年2月の第11回総会におきまして、所有権移転売買、転用目的は太陽光発電施設として許可されましたが、経済産業省への

みなし認定時の書類不備により、計画していた売電価格を取得できなかったため、株式会社Hとの契約を解除し、本申請人が施行することになったもので、今回事業計画変更の申請を行ったものです。

所在地は、田中小学校から北へ約10mに位置し、南側は田中小学校、東側は畑、北側は道路、西側は学校敷地であり、周囲に与える影響はないものと思われま。

太陽光発電施設ですが、パネル設置枚数280枚を計画してあります。

添付書類として、全部事項証明書、会社の定款、事業計画書、残高証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。

議 長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第3号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数2件について、2件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、8番農業委員の報告を求めます。

8 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号1番について、去る8月23日、申請人の夫 SYさ

ん立ち合いのもと、5番農業委員、6番推進委員、私8番農業委員の3名で共同調査をしましたので、8番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口山野に居住されているSYさんで、年齢は77歳です。

申請地は、伊佐市大口山野字里畑4666番で、地目は畑、地積は911㎡であり、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は植林であります。しかし、始末書も添付してありますが、周りも山林化してきてイノシシ、シカに畑も荒らされ手が届かなくなり、報告、手続きもせず平成20年に200本のクヌギを植えてしまったとのことでした。

所在地は、敬寿園より東約500mに位置し、北と西側は山林、南と東側は畑であり、周囲に与える影響はないものと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります

議長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について、1件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について、9番農業委員の報告を求めます。

9 番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る8月23日、申請人の合同会社H代表社員 KKの代理人、N行政書士立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市西区今宿駅前一丁目に所在する 合同会社H 代表社員 KKさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市菱刈重留に居住されている TAさんで、年齢は48歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市菱刈重留字新町原1461番3外1筆で、地目は畑、地積は合計1,664㎡であります。

所在地は、田中小学校から西へ約200mに位置しており、南側は宅地、東側は畑、西側は宅地、北側は市道を挟んで宅地で、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数360枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

議長	<p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p> <p>整理番号2番、3番、4番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。11番農業委員の報告を求めます。</p>
11番 農業委員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番から4番について、去る8月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をしましたので、11番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、東京都港区新橋五丁目に所在する SU株式会社 代表取締役 NMさんで、一般法人です。</p> <p>整理番号2番の譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されている YKさんで、年齢は85歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1442番1外2筆で、地目は畑、地積は合計572㎡であります。</p> <p>整理番号3番の譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されている KYさんで、年齢は69歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1451番1外1筆で、地目は畑、地積は合計281㎡であります。</p> <p>整理番号4番の譲渡人は、伊佐市菱刈川南に居住されている UEさんで、年齢は97歳です。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田1450番1で、地目は畑、地積は422㎡であります。</p> <p>本申請3件の地積面積は6筆で1,275㎡であり、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。</p> <p>所在地は、湯ノ尾小学校から南東へ約1.2kmに位置しており、周囲は全て畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業であります、パネル設置枚数272枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、会社の定款、資金証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議長	11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご

ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番、3番、4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番、3番、4番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号5番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号5番について、去る8月23日、申請人の代理人 M行政書士立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目に所在する 株式会社S代表取締役 MSさんで、一般法人です

譲渡人は、伊佐市大口曾木に居住されている ASさんで、年齢は92歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口曾木字打添3278番1で、地目は畑、地積は1,068㎡であります。

所在地は、西太良コミュニティーセンターから北へ約550mに位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側も宅地、西側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 6番委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号5番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号5番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号6番について、6番農業委員の報告を求めます。

6番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る8月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、5番推進委員、12番推進委員、私6番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、6番が報告いたします。

譲受人は、福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目に所在する 株式会社S代表取締役 MSさんで、一般法人です

譲渡人は、鹿児島市吉野町に居住されている ISさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口針持字鳶巣1734番23外1筆で、地目は畑、地積は合計1,182㎡であります。

所在地は、田代自治会館から東へ約300mに位置しており、東側は道路、西側も道路、南側も道路、北側は原野であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業であります。パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたし

ます。以上で報告を終わります。

議長 6番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号6番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号6番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る8月23日、申請人の代理人 T行政書士の代理人 M行政書士立会いのもと、8番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。

譲受人は、東京都豊島区池袋二丁目に所在する N株式会社 代表取締役 STさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口青木に居住されている NSさんで、年齢は65歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。

申請地は、伊佐市大口青木字砂取ノ脇1054番2外1筆で、地目は田、地積は合計985㎡と、同じく字砂取ノ脇1055番2で、地目は畑、地積は688㎡で、3筆地積合計1,673㎡であります。

所在地は、大口東小学校から東へ約800mに位置しており、東側は自宅と畑、西側は宅地と畑、南側は道路を挟んで田、北側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数270枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計

画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号7番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号8番、9番については、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号8番、9番について、去る8月23日、申請人の代理人 T行政書士立会いのもと、1番農業委員、15番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、4番が報告いたします。

譲受人は、東京都豊島区池袋二丁目に所在する N株式会社 代表取締役 STさんで、一般法人です。

整理番号8番の譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されている YTさんで、年齢は62歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字牛田1942番5で、地目は畑、地積は754㎡であります。

所在地は、県立北薩病院より西へ約1kmに位置しており、西側は畑、南側は畑、東側は道路を挟んで山林、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数270枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

整理番号9番の譲渡人は、伊佐市大口宮人に居住されているISさんで、年齢は56歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口宮人字牛田1942番4で、地目は畑、地積は1,750㎡であります。

所在地は、県立北薩病院より西へ約1kmに位置しており、西側は畑、南側は畑、東側は道路を挟んで山林、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数270枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この2件の申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号8番、9番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号8番、9番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号10番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号10番について、去る8月23日、申請人の代理人T行政書士立会いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私1番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、1番が報告いたします。

譲受人は、福井県敦賀氏呉竹町二丁目に居住されているTHさんで、市外住民です。

譲渡人は、伊佐市大口里に居住されているWOさんで、年齢は65歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字津浦谷608番2外2筆で、地目は畑、地積は合計2,243㎡であります。

所在地は、川岩瀬公民館から北へ約400mに位置しており、南側は道路、東側も道路、北側は畑、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数288枚、設置容量49.5kwを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号10番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。

よって整理番号10番は、処分決定いたしました。

議 長	整理番号11番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員	<p>議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号11番について、去る8月23日、申請人の代理人T行政書より依頼のありましたM行政書士立会いのもと、4番推進委員、10番推進委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市星ヶ峯五丁目に居住されているOTさんで、市外住民です。</p> <p>譲渡人は、伊佐市菱刈荒田に居住されているYTさんで、年齢は80歳です。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。</p> <p>申請地は、伊佐市菱刈字西川3222番15で、地目は畑、地積は1,038㎡であります。</p> <p>所在地は、本城小学校から西へ約500mに位置しており、南側は畑を挟んで太陽光発電施設、東側は山林、西側は畑、北側は畑を挟んで太陽光発電施設であり、周囲に与える影響はないと思われます。</p> <p>太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数268枚、設置容量49.5kwを予定してあります。</p> <p>添付書類として、住民票、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号11番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長 全員挙手。
よって整理番号11番は、処分決定いたしました。

議 長 整理番号12番について、2番農業委員の報告を求めます。

2 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定につ
農 業 委 員 いてのうち、整理番号12番について、去る8月23日、申請人の代理人
O行政書士立会いのもと、8番推進委員、12番推進委員、私2番農業委員
の3名で共同調査をしましたので、2番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市大口里に居住されている IDさんで、年齢は29歳で
す。
譲渡人は、伊佐市大口元町に居住されている AKさんで、年齢は60歳
です。
本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第3種農地で、転用目的は一般
住宅として利用となっております。
申請地は、伊佐市大口里字竿境2222番1で、地目は田、地積は388
m²であります。
所在地は、大口病院から東へ約500mに位置しており、東側は宅地、
西側も宅地、南側も宅地、北側も宅地であり、周囲に与える影響はないと思
われます。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計
画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、
委任状等が添付されております。
調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であ
ると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願います。
以上で報告を終わります。

議 長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はござ
いませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号12番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号12番は、処分決定いたしました。

議長

整理番号13番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番
農業委員

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号13番について、去る8月23日、申請人立会いのもと、1番推進委員、14番推進委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在する(有)H代表取締役HNさんで、一般法人です。

譲渡人は、鹿児島市西紫原町に居住されているIYさんで、市外住民です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第2種農地その他の農地で、転用目的は資材置場として利用となっております。

申請地は、伊佐市菱刈前目字松ヶ迫4737番1で、地目は畑、地積は704㎡であります。

所在地は、菱刈庁舎から北へ約1.5kmに位置しており、南側は道路、東側は宅地、北側は山林、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないと思われま。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、資金証明書、会社の定款等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長

11番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号13番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号13番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、13件が処分決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「非農地証明願」について提案いたします。
整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1 番 議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして
農 業 委 員 去る8月23日、申請人の息子さん MMさん立ち合いのもと、4番農業委員、15番推進委員、私12番農業委員の3名で共同調査をしましたので、1番が報告いたします。

申請人 MSさんは、伊佐市大口田代に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口字霞山245番1で、地目は畑、地積は544㎡です。

申請地の位置として、宅地と隣接する土地で、非農地となった時期及び理由としましては、昭和40年にミカン等の果樹を植えたのが始まりで、その後数年で色々な樹木を植栽し現在に至っており、現況は山林となっております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書、字図等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を終わります。

議 長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議長

整理番号2番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番
農業委員

議案第6号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまして
去る8月23日、申請人の代理人 Iさん立会いのもと、8番農業委員、6
番推進委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告
いたします。

申請人 MHさんは、神奈川県綾瀬市寺尾台2丁目に居住されています。
申請地の所在地は、伊佐市大口鳥巢字園田原2246番2で、地目は田、
地積は116㎡です。

申請地の位置として、大口病院より北西へ約2km位に位置しております。
周囲の状況は、東側が園田自治会館グラウンド、西側が道路、南側が宅地、
北側が道路となっております。

非農地となった時期は、昭和56年5月30日頃であります。

非農地となった原因は、昭和46年に神奈川に移住、そのまま住宅と田を
放置したため、平成16年に住宅が崩れそうになり、家屋を解体し現在まで
放置したことによるものであります。園田自治会館グラウンド横の農地であ
るため、見た目が悪いと地域の方が時々草刈りをしているようですが、道路
脇であることから、地面も固まってしまっている状態で、当該農地の現況は
全て雑種地となっております。

調査の結果、3名の調査員の意見において、農地性は喪失しており、農地
への復旧は困難であると判断しました。

添付書類として、非農地証明願、全部事項証明書等が提出されています。

委員の皆様方のご審議方よろしく願いいたします。以上で私の報告を
終わります。

議長

5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はご
ざいませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長

なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙

手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、非農地証明が決定いたしました。

議長 議案第6号「非農地証明願」2件申請のうち2件の許可が決定いたしました。

議長 その他。事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをお開きください。8月の月例報告をします。
6日、8月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。
23日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第6回農業委員会の総会です。
9月の行事予定ですが、5日に9月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。
11日に県農業委員会女性委員の会の総会が鹿児島市であります。11日から12日にかけて、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会が鹿児島市であります。
25日が現地調査です。30日が第7回の農業委員会の総会です。
月例報告は以上です。

議長 他にないでしょうか。

(「なし」という声、多数あり。)

事務局 これで、令和元年度 第6回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。
一同礼。

おつかれ様でした

【終了時間 午前10時27分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 12 番

伊佐市農業委員 13 番